

平成29年度 研究補助の募集（機械振興）について

公益財団法人JKA

本財団は、機械振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」、「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」及び「新技術又は新製品の実用化を目指す研究」を支援します。

1. 研究補助の種類

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者による独創的な研究（以下「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO法人）、技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している若手研究者^{注1)}による研究（以下「若手研究」という。）
- (3) 大学等研究機関に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している研究者が、新技術又は新製品の実用化を目的として行う研究（「開発研究」という。）

注1) 若手研究者とは、研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

同一研究者が複数のカテゴリーを重複して要望することはできません。

また、上記（1）「個別研究」及び（2）「若手研究」については、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。（別紙「複数年度にわたる研究補助の申請にあたっての留意事項について」参照）

2. 補助の対象者

- (1) 大学等研究機関^{注2)}、特定非営利活動法人（NPO法人）又は技術研究組合に所属し、当該組織の研究活動に実際に従事している者^{注3)}
- (2) 同一テーマで国または他の団体からの補助を受けていない者（申請中は除く）
- (3) 本財団から平成28年度複数年研究の補助を受けていない者

注2) 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。

注3) 申請者は研究者本人（大学院生等の学生でないこと）とし、申請に当たっては所属長の下承が必要となります。

3. 補助件数・上限金額

- (1) 「個別研究」・「若手研究」の補助件数は併せて70件程度とします。
- (2) 「開発研究」は10件程度とします。
- (3) 上限金額は以下の通りとします。

①個別研究（補助率1／1）

単年度 500万円

複数年度 1,000万円（500万円×2年）

②若手研究（補助率1／1）

単年度 200万円

複数年度 400万円（200万円×2年）

③開発研究（補助率1／1）

1,000万円

4. 補助の対象となる経費

・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象です。 ・タクシー代、特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
		学会参加費		補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
		海外航空賃 (デイスカウトコミー)		任意保険等は対象となりません。
物件費	機械設備費			研究に使用するための機器が対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、備品及び資材が対象です。
事業費	謝 金	研究協力者等	9,000 円/日	・研究活動に必要な協力者が対象です。 ・共同研究者は対象となりません。
	運送料	事業に直接必要な 発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含まれます。
	資料購入費			・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限り対象です。
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料が対象です。
	印刷費	報告書、研修会用 テキスト等		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	委託事業費	アンケート調査等の 集計、外部での実験作業等		・当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象です。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費が対象です。

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の人的費・謝金
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類 (パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複
- 経理事務を所属機関に委任する際の事務経費
- 論文等の投稿料、校閲料

5. 申請方法

「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおける事業者登録及びインターネット申請が必要となります。

※別途要望書類の郵送も必要となります。

なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、「RING!RING!プロジェクト」ホームページの『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

6. インターネット申請期間

平成28年11月7日（月）10時～11月18日（金）15時

※事業者登録は11月17日（木）15時までに完了してください。

11月17日（木）15時の時点で事業者登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※別途要望書類の郵送も必要となります。（要望書類の必着期限 11月24日（木）17時）

7. 審査・採否の決定

補助事業の選定については、透明性を確保するため、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、採否を決定します。

8. 採否の通知

(1) 文書をもって、採否をお知らせします。

(2) 採否に関するお問合せには応じかねますのでご了承ください。

9. 補助金の支払い

補助金交付決定後、所定の手続きを行っていただいた上で指定口座に振り込みます。

10. 補助金に係る経理

補助金の振込先の指定口座は、研究者、所属する機関どちらの口座でも構いませんが、支払い等の確認を行うので、他の経理と区別ができるようにしてください。

なお、経理事務を所属する機関に委任する際に事務経費が生ずる場合、当該経費は補助対象外となります。また、寄附金申込書の発行はいたしません。

11. 補助事業の実施期間

平成29年4月1日以降に研究を開始し、平成30年3月31日までに完了することを原則とします。（複数年度にわたる研究は、平成31年3月31日までに完了することを原則とします。）

1 2. 補助事業実施に関する留意事項（採択された者が対象）

- (1) 平成29年4月（予定）に実施される補助事業事務手続説明会にて交付決定通知をお渡ししますので必ずご出席ください。（出席に要する費用は自己負担となります。）
- (2) 研究者名及び所属機関名を公表します。
- (3) 補助事業完了後、補助金残額が発生した場合は、当該金額を返還して頂きます。
- (4) 補助事業に関わる発明、考案、意匠、コンピューターソフトウェア、その他の著作、ノウハウ等本研究の成果に付随する知的財産権は、研究者に帰属するものとします。
- (5) 補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間において、補助事業による特許を取得した場合は、本財団に報告してください。
- (6) 補助事業による成果物を公表する際には、競輪・オートレースの補助金を受けた旨の表示を行ってください。
- (7) 補助事業完了後は、速やかに実施内容及びその成果について、自らのホームページ（研究室のホームページ）、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団の行う情報公開の取組みへの協力をお願いします。
- (8) 研究者が本財団に提出する一切の資料（補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、動画・写真等）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページ並びに国立国会図書館法及び図書館法に定める図書館のうち本財団が指定したもので公表することを原則とします。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。
- (9) 補助事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。
また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。

1 3. 要望書提出及び問い合わせ先

(1) 要望書提出先

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6（英全ビル）
公益財団法人JKA 補助事業部 機械工業振興事業課

(2) 問い合わせ先

「RING!RING!プロジェクト」ホームページ<http://www.ringring-keirin.jp>の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

14. その他

本文書に記されていない事項については、「平成29年度 補助方針」の内容に依ります。申請される前に必ず「平成29年度 補助方針」をご参照ください。

(別紙) 複数年度にわたる研究補助の申請にあたっての留意事項について

1. 研究テーマについて

複数年研究で、要望できる研究課題は、1テーマに限ります。

2. 複数年研究とする理由について

「事前計画 (27)」の《事業内容》欄に、2年とする理由について簡潔な記述を加えてください。

3. 研究期間内 (2年間) の概要について

「事前計画 (27)」の《事業内容》欄に、研究期間内 (2年間) に何をどこまで明らかにしていくのかなど、研究概要について、【1年目】【2年目】に分けて、具体的かつ簡潔に記述してください。

なお、「事前計画 (8)」の《種別》欄では「複数年度要望 (初年度)」を選択し、「事前計画 (9)」の《経過年数》欄には1と記入し、「事前計画 (10)」の《総計画年数》欄には2と記入してください。

4. 補助金交付要望額について

複数年研究の補助金交付要望額の上限金額は、個別研究が1,000万円 (上限金額500万円×2年)、若手研究が400万円 (上限金額200万円×2年) です。

「事前計画 (7)」《補助金交付要望額》欄には、2年間の合計額を記入してください。(「事前計画 (5)」《事業費総額》、「事前計画 (6)」《補助対象経費総額》も同様です。)

「事業経費比較表」には、1年目と2年目に事業経費を区分し、かつ2年間の合計額を記入してください。

5. 複数年研究 (2年目) の審査について

複数年研究の2年目の継続実施に関して、「研究補助事業の継続研究 (複数年) に関する承認申請書」(研究進捗状況、研究計画、継続実施の必要性) を、1年目の11月末までに提出していただき、その内容について審査いたします。審査に際して、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等ご協力をお願いする場合があります。また、審査の結果、2年目の補助金の交付ができない場合があります。予めご了承ください。

6. 複数年研究 (2年目) の補助金交付について

補助金の精算申請は、1年ごとに行っていただきます。上記5. の審査の結果、研究の継続実施 (2年目) について承認され、かつ1年目の補助金の精算申請が適正に行われることが、補助金 (2年目) の交付の条件となります。

7. その他

本留意事項に特に定めのない事項については、「平成29年度 補助方針」によるものとします。